



認定・指定 NPO法人制度

知っとくガイド



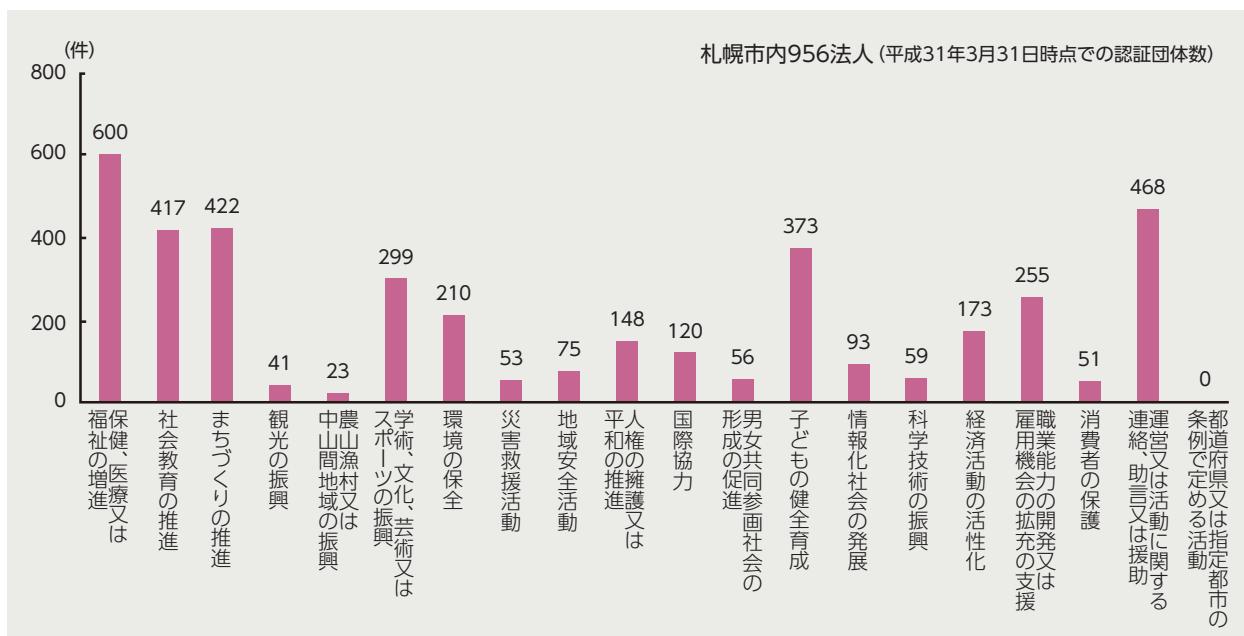
札幌市市民文化局
市民自治推進室市民活動促進担当課

SAPP_RO

札幌市内のNPO法人

札幌市内では956(平成31年3月31日時点)のNPO法人※1が地域課題の解決などに向けてさまざまな活動を行っています。多くのNPO法人は20の活動分野を複数にまたがって活動していますが、札幌市においては特に保健、医療又は福祉の推進に取り組む団体が多くなっています。

※1. 「NPO (Non-Profit Organization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配すること目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人が「NPO法人=特定非営利活動法人」です。



認定NPO法人制度とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうち“特に公益性が高く、運営組織や事業活動が適正であると所轄庁※2が認めた法人”のことです。所轄庁に「認証」されたNPO法人が、上記の基準を満たしていることを『認定』される事によって認定NPO法人へとステップアップします。なお、認定NPO法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

認定NPO法人になるためには、寄附等の実績から広く市民から支持を受けている(PST(パブリックサポートテスト※3)をクリアしている)、運営組織や経理、活動内容、情報公開などが適正に行われているなど、9つの認定基準をクリアしていれば認められます。

※2. 所轄庁とはNPO法人の認証や認定、特例認定、監督権限を持つ行政機関を指します。札幌市内にのみ事務所を設置するNPO法人の所轄庁は、札幌市になります。
※3. パブリックサポートテストとは、寄附金の額、寄附者の人数等によって、どれだけ多くの市民に支えられているかを測るための基準です。

特例認定NPO法人制度とは

設立の日から5年を経過しないNPO法人のスタートアップ支援を目的として、クリアするのが難しいとされているPST基準以外の8つの認定基準をクリアしていれば認められます。特例認定の有効期間は3年間で、1回限り受けられる制度です。

●認定・特例認定に必要な基準

実績判定期間（初回は直前の2事業年度）において、認定は①～⑨すべて、特例認定は②～⑨を満たしている必要があります。

① PST（パブリックサポートテスト）基準の(1)～(3)のいずれか1つを満たしている

- (1) 相対値基準 収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上
- (2) 絶対値基準 3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- (3) 条例個別指定基準 北海道または札幌市の条例個別指定制度により指定されたNPO法人

CHECK!

- ・受け入れた寄附金について、任意性があり、対価性がないことを確認しましょう。
- ・賛助会員や民間の助成金も寄附に算入できる場合があります。

② 共益的活動が50%未満（次の活動の合計が50%未満）

- (1) 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
- (2) 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
- (3) 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動
- (4) 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動
- (5) 特定の者の意に反した行為を求める活動
- (6) 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

CHECK!

- 例えば、イベントやサービスの提供等について、正会員のみを対象に周知・募集している場合は、共益的活動とみなされる可能性があります。

③ 運営組織及び経理が適切

- (1) 役員総数のうち、役員及びその役員の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下
- (2) 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人等が占める割合が1/3以下
- (3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、
青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
- (4) 各社員の表決権が平等
- (5) 支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない

- 青色申告法人と同等とは、複式の簿記の原則に従い、記録し、仕訳帳、総勘定元帳等の帳簿を備えておくことなどを指します。

④ 活動内容が適正

- (1) 宗教活動及び政治活動（選挙活動含む）は行っていない
- (2) 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等に対して特別の利益を与えていない
- (3) 営利を目的とした事業を行う者や上記(1)の活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていない
- (4) 事業判定期間において【特定非営利活動に係る事業費／総事業費】の割合が80%以上
- (5) 事業判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄附金】の割合が70%以上

CHECK!

- 役員や寄附者などとの取引がある場合、その内容が妥当なものか確認しましょう。

⑤ 情報公開が適切

- (1) 事業報告書や役員名簿などの情報を一般に公開することができる
- (2) 一般の人から情報公開の請求があった場合、閲覧に応じることができる

CHECK!

- 事業報告書は、事業年度終了後、3か月以内に所轄庁に提出している必要があります！

⑥ 事業報告書を提出

- 各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

CHECK!

- ・定款どおり、社員の入会手続、総会・理事会の開催・運営手続を行っていますか？
- ・社会保険や税金などに關し、必要な手続、税の納付をしているか確認しましょう。

⑦ 法令違反がない

- (1) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実はない
- (2) 偽りや不正の行為によって利益を得た事実又は得ようとした事実はない
- (3) 公益に反する事実はない

⑧ 設立から1年を超えている

- 申請書の提出を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間が経過している

⑨ 欠格事由に該当なし

- 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないなど、欠格事由に該当しない

条例個別指定制度とは

札幌市では、NPO法人に対する市民の寄附を促進し、また、認定NPO法人への移行の促進を図るため、個人市民税の寄附金税額控除の対象となるNPO法人を条例で定めるための基準、手続等に関する条例を制定し、平成26年1月1日から条例個別指定制度の運用を開始しました。

この制度は、札幌市の条例で公益性が高く、運営組織や事業活動が適正である法人として指定を受けたNPO法人に市民が寄附をすると、個人市民税の税額控除が受けられるとともに、NPO法人にとっては、認定NPO法人になるための要件のうち、PST（パブリックサポートテスト）をクリアしたものとされるため、円滑に認定NPO法人へ移行することができるというメリットがあります。

指定NPO法人になるためには

NPO法人が指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、一定の基準に適合する必要があります。

●条例指定を受けるために必要な要件

① 事務所要件

- 札幌市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、活動していること。

② 公益要件(数値基準等)の(1)～(5)のいずれか一つを満たしている

- (1) 寄附金の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計が年平均50人以上いること。
 (2) 特定非営利活動へのボランティアの参加者が各事業年度において延べ100人以上いること。
ただし、実人数が10人以上であること。
 (3) 市民を対象とした特定非営利活動に関する催事を各事業年度において4回以上開催し、かつ、一般参加者が延べ100人以上であること。
 (4) 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上であること。
 (5) 北海道の条例で指定されていること。

CHECK!

協働とは、異なる団体同士が、共通の目的のために、役割分担を図りながら、対等の立場で協力し共に活動することです。
(共催や事業協力など)

③ 公益要件(活動基準)の(1)～(3)すべてを満たしている

- (1) 札幌市内において特定非営利活動を申出法人以外の団体と協働して行う見込みがあること
 (2) 特定非営利活動を札幌市内において5年以上継続的に行う見込みがあること
 (3) 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること

CHECK!

直接、寄附を呼びかける活動のほか、報告会等によるPRなど間接的に寄附につながる活動も含みます。

④ 共益的活動が50%未満

⑤ 運営組織及び経理が適切

⑥ 活動内容が適正

⑦ 情報公開が適切

⑧ 事業報告書を提出

⑨ 法令違反がない

⑩ 設立から1年超

⑪ 欠格事由に該当なし

認定・特例認定に必要な基準
2ページの②～⑨と同じです！



寄附者等に対する税制優遇措置



個人あるいは法人が認定・条例指定NPO法人に寄附した場合、寄附金控除や損金算入限度額の枠の拡大など税制優遇措置が受けられます。その他、みなし寄附金制度やPST要件の免除などNPO法人のメリットも拡大されました。

また、札幌市には認定・条例指定NPO制度の他にもさぽーとほっと基金があり、市が市民などからの寄附金を募り、登録しているNPO法人や市民活動を行う任意団体などに対し、助成金を交付しています。この制度においても寄附者には税制優遇措置が取られています。

●税制優遇措置一覧

	認定	特例認定	条例個別指定	さぽーとほっと基金
寄附者（個人）	<p>所得税 (①・②のどちらかを選択)</p> <p>①所得控除 寄附金(総所得の40%相当額を限度)-2,000円 × 所得税率(5%~45%) の所得税額が減少</p> <p>②税額控除 「寄附金(総所得の40%相当額を限度)-2,000円×40%」の所得税額が減少 (「」の金額は所得税額の25%相当額を限度)</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 所得控除のみ
寄附者（法人）	<p>個人住民税 「寄附金(総所得の30%相当額を限度)-2,000円」×10%の個人住民税が減少(税額控除)</p> <p>年収(給与)300万円、所得税率5%の人が認定NPO法人へ1万円寄附した場合は…</p> <p>①所得で所得控除される場合 $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 5\% + (1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 1,200\text{円}$の減税! 所得税 個人住民税</p> <p>②所得で税額控除される場合 $(1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 40\% + (1\text{万円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 4,000\text{円}$の減税! 所得税 個人住民税</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 市民税8% ※道民税2%は道条例での指定が必要 ふるさと納税 ※左記基本分の控除に加え、特例分の控除があります。
相続人等	<p>一般の寄附金に関わる損金算入限度額に加え、認定NPO等に対する寄附金に関わる損金算入限度額が加わり、損金算入限度額の枠が拡大されます</p> <p>①一般寄附金の損金算入限度額 【資本金がある法人】(資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4 【資本金がない法人】所得金額の1.25%</p> <p>②特別損金算入限度額 【資本金がある法人】(資本金等の額の0.375% + 所得金額の6.25%) × 1/2 【資本金がない法人】所得金額の6.25%</p> <p>損金算入限度額 = +</p>	<input type="radio"/> 一般寄附金とは別枠で可能	<input type="radio"/> 一般寄附金とは別枠で可能	<input type="radio"/> 全額損金算入
NPO法人	<p>みなし寄附金 収益事業の利益を本来目的の非収益事業に使用した場合、この分を寄附金と見なし、一定範囲で損金算入でき収益事業にかかる法人税が軽減されます。</p>	<input type="radio"/> 控除上限額は所得の50%か200万円のいずれか高い方		

※くわしくは管轄の税務署等にご確認ください。

教えて先輩！認定・指定のあれこれ

認定・指定の申請をする前に先輩NPO法人に申請の時に大変だったこと、取得して変わったことなど、体験談を聞いてみよう！

Q1

A

認定(特例認定)・指定を取ろうと思ったきっかけを教えてください！

- 法人の円滑な運営のために寄附してくださった個人・団体の方が税制上の優遇措置が受けられるようにするために。
- 認定を取得すれば寄附者に対してメリットがあり、それが一般的に広く伝われば、法人への寄附も増えると思ったから。
- 寄附の依頼がしやすくなり、寄附者の拡充につながると思ったから。
- 認定を取得することで、社会的信頼性が増すと思った。
- 社会的認知度の向上のため。

寄附を集めたい！そのためには寄附者にもメリットがあるようにしたい！という想いや、しっかり運営している・市民に信用されている団体など社会的信頼性をアップさせたいという想いが強いんだね！



Q2

A

認定(特例認定)・指定を申請した時に苦労したことは何ですか？

- 「受入寄附金総額のうち特定非営利活動事業費に充てた額が70%以上」という基準をクリアするために事業費と管理費の区分を整理するのに苦労した。
- 「共益的な活動の占める割合が50%未満」を説明する資料の作成に苦労した。共益的とはどのようなことを指すのか、法人の事業はどう判断されるかなど、事業を細かく分けて説明資料(目的、対象、受益者、収入、支出)を作成した。
- 絶対値基準の寄附者の名簿作成について、役員や同一生計者など、対象にならない者を整理するのに苦労した。
- 会計はきちんと整理していたが、経理の専門的な整理の仕方、形式、用語などが分からず、5年分を整理し直した。
- 専門用語の意味がわかりづらかったり、申請書類の作成や資料の整理に手間がかかり苦労した。

認定基準の内容をしっかりと理解して、書類を整理するのは、けっこう時間がかかりそう！
寄附者名簿の作成など、日頃からできることはコツコツ積み重ねておくことが重要だね！

Q3

A

認定(特例認定)・指定を取得した後、寄附件数や寄附額は増えたり、何か変化はありましたか？

- 寄附件数が2倍以上に増えた。
- 活動内容と認定取得が評価され、新たな寄附の申し込みがあった。
- 寄附の呼びかけをしやすくなり寄附金が増えた。
関係者からの寄附が多いが、市民からの寄附もわずかだがある。
- 寄附をお願いしやすくなった。
- これまでと比べ認知度がアップした。
- 活動内容が社会的に評価され、会員のモチベーションが高まった。
- 対外的に信頼度が増したと感じる。今までも助成金はいただいているが、助成されやすくなつたと感じる。
- 各種集会等のイベントの後援、共催の依頼が多くなり、団体としての社会的評価が高まった。
- 会員数や活動市町村数が増え、講演会の依頼も増えた。
また、認定取得していることで安心してもらえる。



寄附金や会員の増加、認知度や社会的評価のアップには、法人の活動をしっかり行うことや、認定によるメリットをうまく伝えることが重要なんですね！

Q



A

Q4

A

すばり認定(特例認定)・指定を目指すNPO法人に必要な心構えは?

- 認定を取得する作業に合わせて、法人自身の活動を今一度整理してみることも重要。認定取得を通じて、会員同士が活動目的を共有する機会にすると、以後の活動に役立つと思う。
- 自分達のやっていることを客観的に見つめて、認定審査担当者のみならず一般市民に活動理念、目的、事業内容、成果、財務体制の健全性をしっかりと伝えられるように、丁寧に準備することが大切。
- 寄附者名簿などを日頃から整理しておくこと。そして何よりも自分たちの活動をしっかりし、印刷物、Web、マスメディアなどあらゆる手段を使ってPRして、理解者を地道に増やしていくことが大切。
- 活動の透明性が必要なので、HP上に財務諸表を公開するなども一つの心構え。
- 認定のメリット、デメリットをしっかり考えておくこと。取得してからの努力が大切!
- 申請時に、経理も含めた組織運営を毎年適正に行ってきましたことを改めて認識することができた。会員拡大や寄附金集めは、認定取得後も継続的に取り組むことが必要だと痛感している。
- 寄附者に積極的なアピール・アタックをして、年間100人を集める意欲が大切。

認定申請は自分たちの団体を見つめなおすチャンスかもしれませんね!

認定を取得する前も、取得してからも、

寄附や会員の募集は継続することが重要なんですね!



Q5

A

寄附や会員を継続的に集めるために、先輩NPO法人はどんな工夫をしているんだろう?

- 寄附受け専用口座と専用振込用紙を作成し、機会あるごとに配布して動機付けを行っている。
- 広範な呼びかけでは増えなかったが、目的を明示して募った寄附は予想以上に集めることができた。
- 特定テーマのプロジェクトでは、クラウドファンディングを利用した寄附募集などが有効かもしれない。
- 地域に根差している法人で、企業寄附を期待する場合、企業が寄附しやすいテーマ・ジャンルが設計できれば認定取得が有効性を発揮すると思う。
(※認定等申請のPST基準で「寄附金」として算入可能なものは、「任意性があり、かつ対価性のないもの」のみとなります。)
- Facebookで情報発信する中で、**事業がどのようにして成り立っているのか**（主に費用の面）を記事にしている。
- 事業の内容理解が深まらないと、共感や支援につながらない。共感・支援を得るためにホームページの内容更新・画面デザイン向上、月次通信による実践紹介、月次の相談会などを継続している。
- 年間の活動報告書をなるべくわかりやすく作成し、活動目的や成果が伝わるようにしている（開催歴、参加人数、写真、寄附者名簿等の掲載）。また、機関誌で会員や関連自治体による取り組みを掲載し、現場の様子を伝えるようにしている。
- 活動内容を記載した新しいリーフレットを作成し、関係団体等にも配布している。また、**年1回、会員拡大キャンペーン**を実施している。



活動報告書やSNSでの情報発信の際に、寄附者名簿を掲載したり、費用面を記事にしたり、いろいろ工夫しているね！寄附者も寄附金がどんな風に使われたかがわかると嬉しいよね！できそうなものからマネして、寄附金集めにチャレンジしよう！



認定・指定NPO法人に関するご相談やお問合せはこちらまで



市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL. 011-211-2964 FAX. 011-218-5156
E-mail. shimin-support@city.sapporo.jp

SAPP
R0

来庁時はお電話での事前予約にご協力をお願いいたします。